高田地区・今泉地区 被災市街地復興土地区画整理事業の進捗状況 ニュース(3) ≪早いところでは、平成27年度の後半から住宅建築が可能に≫

高田・今泉両地区の土地区画整理事業は、平成27年度中の仮換地指定(※)を目指し、手 続きを進めています。高田地区の高台②では、平成27年度後半から建築に着手できる見込 みです。 (注)図中の数字は年度



◆編集·発行◆ 陸前高田市復興対策局 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192-54-2111(内線432)

興News 陸前高田

<第21号>

平成27年3月発行 陸前高田市復興対策局

ニュース① 震災から4年 住宅再建の進捗状況

≪自力再建世帯の「住宅再建支援事業費補助金」申請が635件に≫

震災から4年が経過したことに伴い、住宅再建に関する各施策の進捗状況をまとめました。 防災集団移転促進事業、災害公営住宅、自力再建、土地区画整理事業それぞれの進捗率は、 次のとおりです。

─ 防災集団移転促進事業

■指標:造成完了 ■進ちょく率:42.4% ■造成戸数:516戸

※平成27年3月19日現在

完成済 219 未完成 297



建築が進む広田町六ヶ浦団地

高田・今泉地区を除く、その他の 地区(合計358戸)では、大規模な団 地などを除き、造成が完了していま す。

早期に完成した団地では、住宅が 立ち並び、過半数が入居していると ころもあります。

また、高田・今泉地区土地区画整 理事業地内に本事業を導入し、158 戸の造成を予定しています。

災害公営住宅

■指標:建築完了

■進ちょく率:21.8% ■建築戸数:1.000戸 ※平成27年3月17日現在

完成済



昨年完成した気仙町水上地区

災害公営住宅は、市内11地区に、 合計1,000戸の建設を計画していま

このうち、平成26年度に4団地218 戸が完成し、順次入居が始まってい ます。今後も完成後すみやかに入 居できるよう、事前に募集を行う予 定ですので、忘れずに申し込みをお 願いします。

全ての災害公営住宅の完成は、 平成28年度を予定しています。

自力再建

未完成

782

■指標:「住宅再建支援事業費補助金」申請件数

218

一 今後の申請見込

一申請635件 ※平成27年2月末現在 (防災集団移転促進 事業による移転者を 除く)



自力再建が進む米崎町堂の前地区

住宅の契約によって申請できる 「住宅再建支援事業費補助金」の申 請件数を基準にしています。

自分で探した土地に住宅を再建す る自力再建は、他に比べて早期の 住宅再建が可能なため、米崎町を はじめとして、件数が伸びています。 すでに635世帯が住宅の契約を終 え、補助金を申請しています。

土地区画整理事業

進捗状況は、3ページをご覧ください。

ニュース② 災害公営住宅の入居者を募集 ≪新規2団地、追加3団地で合計260戸≫

市は今回新たに、災害公営住宅今泉団地・長部団地の入居者を募集します。災害公営住宅は東日本大震災により住宅を失い、現に住宅に困窮している人などを入居対象とする公的な賃貸住宅です。

入居募集団地 (新規:2団地、追加:3団地) ※水上団地・柳沢前団地は継続募集中

V 11 20 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21					
	今泉(新規)	長部(新規)	中田(追加)	下和野(追加)	西下(追加)
	(104戸)	(60戸)	(84戸)	(2戸)	(10戸)
間取り			戸 数		
1 DK	-		12戸	1戸	
2 DK	42戸	32戸	20戸		1戸
3 DK	28戸	24戸	48戸	1戸	6戸
1 DK車いす対応	-		2 戸		
2 DK車いす対応	4 戸	4 戸	2 戸		3戸
2 DK(ペット可)	18戸		_	_	
3 DK(ペット可)	12戸		_		_

1DK ... 単身世帯または2人世帯

2DK ... 制限なし

3DK ... 3人以上の世帯

1DK車いす対応 ... 身体障がい者がいる世帯(車いす利用者がいる世帯優先)

2DK車いす対応 ... 身体障がい者がいる世帯(車いす利用者がいる世帯優先)

2DK(ペット可) ... 制限なし

3DK(ペット可) ... 3人以上の世帯

※ 応募者多数の場合は、抽選といたします。

- ※ 応募状況により建設戸数が変更になる場合があります。
- ※ <u>申込みの状況によって、2DK車いす対応(ペット可)</u>住戸を建設する場合があります。
- ※ 追加募集団地については、募集期間内に入居者が決定しない場合、継続募集といたします。

入居資格

以下の(1)~(4)の条件を**すべて**満たしていること

- (1) 次の①から③のいずれかに該当する人であること。
 - ① 東日本大震災により住宅を失った人

(全壊、全焼、全流失又は大規模半壊、半壊であって、解体を余儀なくされた場合)

- ② 被災地において実施される国で定める事業の実施に伴い移転が必要となった人
- ③ 福島原発事故による居住制限者
- (2) 応急仮設住宅(みなし仮設住宅等を含む)などに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかである人。
- (3) 入居申込者および同居する人が暴力団員でないこと。
- (4) 住宅再建に関する補助金を受領していないこと。

入居申込の方法

以下の書類に必要事項を記入し、受付窓口まで持参または郵送にて提出してください。

- (1) 入居申込書(建設課にて配布、または市ホームページから印刷してください)
- (2) 入居希望者全員の本籍が記載された住民票の写し(市民環境課発行)
- (3) 18歳以上(高校生を除く)の人全員の所得・課税・扶養証明書(税務課発行)
- (4) り災証明書(写しでも可)
- (5) 障がいがある人は、障害者手帳などの写し

※証明書などを取得する際には、身分証明書が必要になります。

募集期間

平成27年4月6日(月) から4月24日(金)まで【消印有効】(※土日祝日除く)

※臨時受付窓口 平成27年4月19日(日)午前9時から午後3時 市役所1号棟1階

注意事項

- (1) 申込書に記載された内容が事実と異なる場合、または入居資格を失った場合は申し込みを無効としますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 入居決定後、連帯保証人との連名による誓約書の提出が必要です(連帯保証人の所得証明書および印鑑 登録証明書添付)。

想定家賃

想定される標準的家賃であり、家賃は世帯収入および団地ごとに変動します。

心化	でれる保牛的多貝でのか、	家員は世帯収入のよび団地にとに変動します。					
		想定家賃(円)					
	月額所得(円)	1 D K	2 D K	2 D K 車いす	3 D K		
		(47 m ²)	(58.6m²)	(66. 9 m²)	(72.2m²)		
I -1	0	5,300 (1,700)	6,600 (2,100)	7,600 (2,400)	8,200 (2,600)		
I -2	1~17,250	9,000 (5,100)	11,200 (6,500)	12,900 (7,400)	13,900 (8,000)		
I -3	17,251~34,500	9,000 (8,600)	11,200 (10,700)	12,900 (12,400)	13,900 (13,300)		
I -4	34,501~40,000	9,000	11,200	12,900	13,900		
I -5	40,001~51.750	12,700 (12,100)	15,900 (15,100)	18,100 (17,300)	19,500 (18,600)		
I -6	51,751~60,000	12,700	15,900	18,100	19,500		
I -7	60,001~69,000	16,400 (15,500)	20,500 (19,500)	23,400 (22,300)	25,200 (24,000)		
I -8	69,001~80,000	16,400	20,500	23,400	25,200		
I -9	80,001~104,000	17,300	21,700	24,800	26,700		
II	104,001~123,000	20,000	25,000	28,600	30,800		
Ш	123,001~139,000	22,900	28,600	32,700	35,200		
IV	139,001~158,000	25,800	32,300	36,900	39,700		
V	158,001~186,000	29,500	36,900	42,100	45,400		
VI	186,001~214,000	34,000	42,500	48,600	52,400		
VII	214,001~259,000	39,800	49,800	56,900	61,400		
VIII	259,001~	45,900	57,400	65,700	70,800		

※1 市の減免基準により、申請を行うことで、()内の金額まで減免される場合があります。

(生活保護費を受給している場合は、当該減免措置は適用されません)

- ※2 上記家賃の他に、<u>共益費</u>(1世帯あたり、<u>月額約1,200円</u>)および<u>駐車場使用料</u>(1台あたり、<u>月額約2,500円</u>)が<u>別途必要</u>です。
- ※3 入居後3年を経過し、世帯の月額所得が158,000円(高齢・障がい者などの世帯については214,000円) を超える世帯は、4年目から割増家賃が発生するとともに、住宅の明渡し努力義務が生じます。
- ※4 入居後5年を経過し、2年連続で、世帯の月額所得が313,000円を超える世帯は、6年目からさらなる割増 家賃が発生するとともに、住宅の明渡請求がおこなわれます。

<参考>家賃計算例

【例1】・4人世帯で3DKの場合

続柄	年齢	職業	年間収入額	年間所得額
本人	45	会社員	(給与)3,200,000円	2,060,000円
妻	44	パート	(給与) 960,000円	310,000円
子(身障3級)	16	高校生	0円	0円
子	10	小学生	0円	0円
合計		_	4,160,000円	(A) 2,370,000円



[**④**年間所得額2, 370, 000円一**B**(同居者控除380, 000円×3人+特定扶養親族控除250, 000円×1人+障害者控除270, 000円×1人)]/12カ月=**⑥月額所得額59, 166円**

⇒家賃算定表で「I-6」家賃(3DK欄の月額19,500円)となります。

【例2】・2人世帯で2DKの場合

続柄	年齡	職業	年間収入額	年間所得額
本人	67	無職	(年金)1,850,000円	650,000円
妻	64	無職	(年金) 750,000円	50,000円
合計			2,600,000円	④700,000円



[<a href="mailto:april: mailto:april: mai

申込書受付窓口・問い合わせ先

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5

陸前高田市建設部建設課住宅推進係(8:30~17:15) 電話0192-54-2111(内線401)